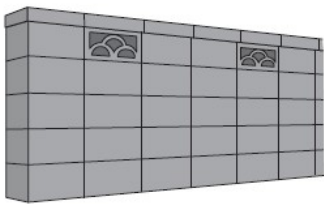


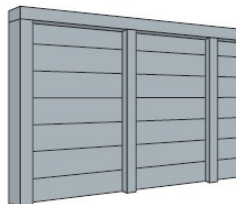
道路沿いのコンクリートブロック塀等の 除却を支援します。

大地震や台風などの自然災害による塀の倒壊から人命を守るため、安全性が確認できない道路沿いの塀の除却などを支援します。

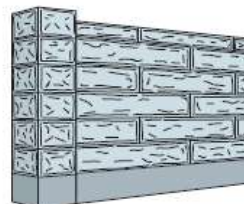
助成対象の塀



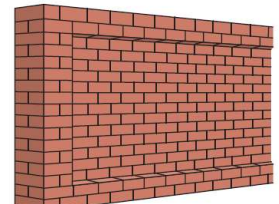
コンクリートブロック塀



万年塀



石積み塀



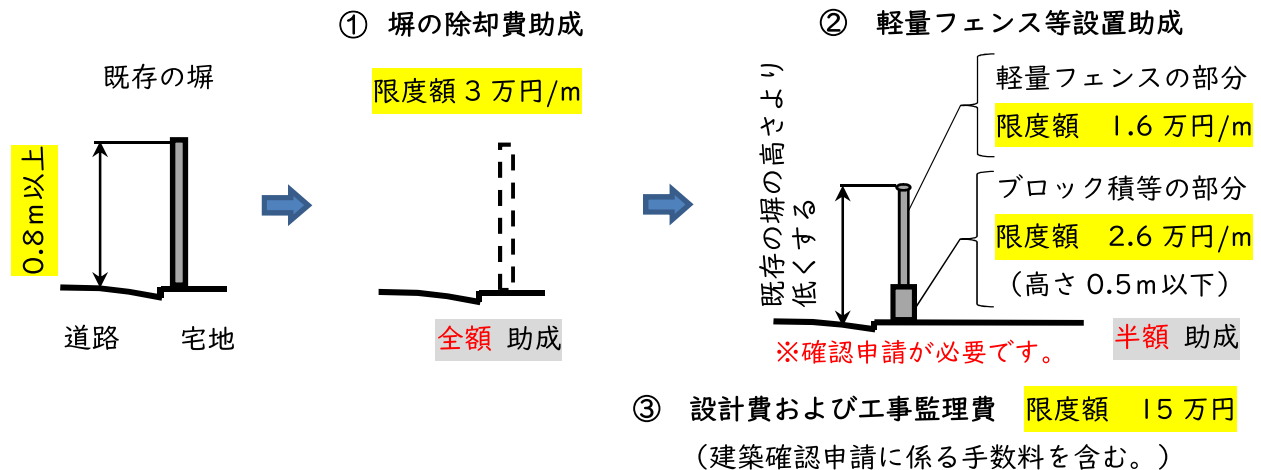
レンガ塀

助成内容

【助成の対象となる方】

○塀の所有者（宅地建物取引業者で、販売目的の工事は対象となりません。）

【助成内容の概要】



【注意事項】

※除却については、部分残しおよび補強等は助成対象外となります。

※新設については、確認申請が必要です。また、建築基準法第42条第2項道路に沿った塀を除却し新設する場合は、後退位置に築造することになります。（現状と同じ位置では築造できません。）



コンクリートブロック塀等安全化支援事業の助成の流れ

①事前相談

※塀の写真と地図をお持ち頂くと、スムーズにご案内できます。

①事前相談(以下について確認を行います。)

- 塀の所在地、案内図、所有者
- コンクリートブロック塀等の概要
(構造種別、高さ、延長など)
- 工事内容(除却のみ or 除却後フェンス設置)
- 工事業業者、工事予定期間
- 他の助成制度の利用の有無

②助成申請

②助成申請(以下の書類が必要です)

【共通】

- 申請書(第1号様式)
- 土地の公図の写し
(3ヵ月以内に発行されたもの)
- 土地または建物の登記簿謄本の写し
(3ヵ月以内に発行されたもの)
- コンクリートブロック塀等の写真
- 工事図面(新設する場合のみ)
- 見積書(内訳書を含む)の写し

【申請者が個人の場合】

- 住民票の写し(3ヵ月以内に発行されたもの)

【申請者が法人の場合】

- 履歴全部事項証明書の写し
(3ヵ月以内に発行されたもの)

【所有者が複数いる場合】

- 所有者全員の合意が確認できる書類

【区分所有する建築物がある土地での工事の場合】

- 区分所有者の合意による代表者であることを証明する書類の写し
- 工事の施行に関して議決されたことを証明する書類の写し

【申請者が土地の借地権者の場合】

- 借地権を証明する書類
- 土地所有者の同意書の写し

書類審査

助成可否決定通知

※決定通知書交付後に工事内容を変更しようとする場合は別途、変更承認の申請(第4号様式)が必要となります。

工事契約

③工事着手届

工事完了

④助成金交付申請

③工事着手届(以下の書類が必要です)

- 着手届(第3号様式)
- 請負契約書の写し
- 【軽量フェンス等設置助成を利用する場合】
- 確認済証の写し

工事完了検査

助成金交付決定通知

⑤助成金交付請求

④助成金交付申請(以下の書類が必要です)

- 交付申請書(第7号様式)
- 工事費用の領収書の写し
- 工事写真
- 【軽量フェンス等設置助成を利用する場合】
- 検査済証の写し
- 【消費税仕入控除額がある場合】
- 仕入控除税額確認書(第8号様式)

助成金交付

⑤助成金交付請求(以下の書類が必要です)

- 交付請求書(第10号様式)
- 支払金口座振替依頼書